

【1.医療費給付手続きの流れ】

①診療月 1 か月分の医療機関発行の領収書をまとめておく

※紛失分は給付できませんのでご注意ください

↓

②月が変わったら、「学生健康保険互助組合 医療給付金申請書」(別紙)に必要な事項を記入する

※「医療費給付の対象外のもの」に該当する場合は給付できません

※ひと月分をまとめて記入してください(一度申請書を提出した月について、追加受付は一切できません)

↓

③はじめて手続きする場合は、「医療給付金振込銀行口座登録票」(別紙)を記入する

※1 回の登録で卒業まで有効です

※口座名義、改氏名等があった場合には再登録してください

↓

④本組合指定の申請期間内に、以下のものを学生部学生センターに提出する(「領収書」「通帳コピー」のみのお預かりは一切していません)

1. 学生健康保険互助組合 医療給付金申請書(記入済みのもの)

2. 領収書(基本は原本提出のこと。原本が他で必要な場合はコピーでも可。コピーの場合は切れや重なり等に注意)

3. 医療給付金振込銀行口座登録票

※【5. 領収書に関する注意事項】参照

4. 振込先銀行口座の通帳コピー

※3. 4. は振込銀行口座を登録する学生のみ

↓

⑤本組合で、申請書・領収書を基に医療給付金を計算し、給付額を決定します

↓

⑥本組合指定振込日に、登録した銀行口座に医療給付金が振り込まれます

※10 円未満は切り捨てとなります

※振込手数料はご本人負担となります

【2.医療費給付の対象外のもの】

- ①各種文書料(診断書等) ②健康診断 ③予防接種 ④人間ドック ⑤交通事故 ⑥正常な妊娠、分娩 ⑦疾病治療ではない禁煙治療 ⑧保険点数化されていない前回未収金 ⑨入院時食事代・差額ベッド代(保険適用でも給付できません) ⑩海外医療機関での診療、処方箋 ⑪その他(健康保険適用範囲外の診療/処方箋/検査)

【3.医療費給付額】

<給付上限額>※歯科はひと月 5,000 円まで

<ひと月の上限額>令和 9 年 3 月診療分まで:80,100 円/令和 9 年 4 月診療分から:20,000 円

<年度(当該年度)上限額>令和 9 年 3 月診療分まで:200,000 円/令和 9 年 4 月診療分から:60,000 円

<その他>

・10 円未満切り捨て

・振込手数料は本人負担(差し引いての給付) 三菱 UFJ 銀行 100 円+税/その他の銀行 300 円+税

【4.振込先銀行口座】

・学生本人の名義以外では登録できません

・登録申請する際には必ず通帳コピー(①金融機関名②金融機関コード③支店名④支店コード⑤預金種類⑥カナ名義⑦口座番号が載っているページ)を添付してください(ネットバンク等の場合、①~⑦がわかる部分を印刷し提出)

・振込銀行口座を変更する学生、学籍番号・氏名が変わった学生は再度登録してください

【5.領収書に関する注意事項】

・領収書に下記①~⑤全ての事項が記載されているか確認すること。どれか 1 つでも記載のない場合は受付できないため、ご注意ください

①受診者氏名 ②診療年月日 ③保険点数 ④自己負担額(保険適用額) ⑤領収額

・抜けている事項がある場合には、その事項について領収書に追加記入してもらい、その箇所に医師または医療機関印を押してもらるか、医療機関に診療月 1 か月分をまとめて「亜細亜学園学生健康保険互助組合 診療費領収明細書」(学生センター備付)に記載してもらいご提出ください(記入に関する手数料は自己負担となります)

・レシートの場合も、同様にお手続きください

・整骨院・接骨院は、上記③保険点数がなくても、他の事項が明記されていれば受付いたします

・領収書(レシート)コピーを提出する場合には、切れや重なり等のないよう注意すること。コピーの切れや重なり等で上記①~⑤の各事項が確認できない場合には給付対象となりません。

【6.医療費申請期間】 申請期間を 1 日でも過ぎた場合は受付できません

申請期間等は申請書裏面及び別紙「亜細亜学園学生健康保険互助組合 医療費申請期間一覧表」参照